

国民健康保険制度および後期高齢者医療保険制度 改正のお知らせ

平成30年8月から70歳以上の方の **高額療養費** **高額介護合算療養費** の上限額が変わります



【問い合わせ】

町民課 国保年金係 ☎(83)1225

**高額療養費
上限額の変更**

「高額療養費制度」とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において、医療費の自己負担分を支払っていただいた後、月ごとの自己負担額を超える部分について、事後に保険者から償還払いされる制度です。平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わりますので、ご理解いただきますようお願いします。

変更前
平成30年7月診療分まで

適用区分(年収)		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※2>
一般	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
低所得者	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円

変更後
平成30年8月診療分から

適用区分(年収)		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円 ※2>	
	標準報酬月額53~79万円 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円 ※2>	
	標準報酬月額28~50万円 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※2>	
一般	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
低所得者	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります

**高額介護
合算療養費
上限額の変更**

「高額介護合算療養費」とは、被保険者が医療と介護サービスを並行して受け、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日~翌年7月31日まで)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度です。こちらについても、1年間の上限額が8月から見直されました。

変更前 平成30年7月診療分まで

対象となる方	70歳以上	
現役並み 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	67万円	
一般 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	56万円	
低所得者	住民税非課税世帯	31万円
	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	19万円(※3)

変更後 平成30年8月診療分から

【参考】(※2)

対象となる方	70歳以上(※2)	70歳未満
標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	212万円
標準報酬月額53~79万円 課税所得380万円以上	141万円	141万円
標準報酬月額28~50万円 課税所得145万円以上	67万円	67万円
標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	56万円	60万円
住民税非課税世帯	31万円	34万円
住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	19万円(※3)	

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合および旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合も含まれます
 ※2 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します
 ※3 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円